

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和3年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1				<p>昨年から今年にかけて、球磨川に限らず異常気象の勢もあるが、災害が発生し、多くの財産と人命が失われている。又地震が頻発に発生していることから対策が急がれる。</p> <p>改めて、地域防災をローカルな目で津地域をみなおす必要があると考える。特に、液状化と原発対策が重要と思われる。</p> <p>根本的な問題を避けて通ることは出来ない。しかし、前回のパブリックコメントが採用されていない。どうしてか、聞きたい。</p>	<p>津市地域防災計画令和2年度修正（案）に対し、「液状化」及び「原発対策」でいただいたご意見に対し、以下の考え方のもと、記載内容は現行のとおりといたしました。</p> <p><b>【意見の内容】</b> 液状化対策、原発事故の手案はなし。</p> <p><b>【意見に対する考え方】</b> 液状化対策については、風水害等対策編（P27）、震災対策編（P27、P34、P35）、津波対策編（P7）に記載されていることから、現行のとおりとします。</p> <p>原発事故について、風水害等対策編及び震災対策編に情報収集体制の整備について記載しています。また、避難計画については、原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲について策定することとなっていますが、三重県地域防災計画にも記載のとおり、本市はその範囲に入っておりません。</p> <p>原発事故が発生した際には、三重県との連絡を密にし、連携した対応を行う必要があることから、現行のとおりとします。</p>
2				<p>（34P、35P）液状化対策は、周知啓発のみで、自己責任程度の内容だ。目的や対策がないのが現状だ。公共施設の堤防や橋梁などの構造物など、個人住宅など具体的な対策の提示が必要と考える。</p>	<p>いただきましたご意見について、地域防災計画は、基本的事項や基本的大綱などをお示しするものであり、現行の記載内容で十分であると考えことから、現行のとおりとします。</p>
3				<p>原発事故対策は、30KMの範囲外だから策定しなくていいのか、市民アンケートを広報に載せ集約してはどうか。</p> <p>原発銀座の福井から風船を飛ばしたら、2時間で亀山の保育園に届いたというニュースを聞いたことがあ</p>	<p>いただきましたご意見について、原子力災害対策特別措置法第六条の二の規定に基づき定められている原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の放射性物質又は放射線の異常な放出の影響が及ぶ可能性がある原子力災害対策重点区域の範囲は、国際基準や東京電力株式</p>

			<p>る。原発対策はきわめて重要であり、項をもうけて記述すべきである。</p>	<p>会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、原子力施設からおおむね半径5 kmを目安とするPAZ（予防的防護措置を準備する区域）及び原子炉施設からおおむね半径30 kmを目安とするUPZ（緊急防護措置を準備する区域）としています。</p> <p>また、国の防災基本計画においても「地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、原子力災害対策指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安とする」旨、記載されております。</p> <p>なお、三重県に原子力災害対策重点区域の目安となるPAZ及びUPZが含まれていないことは、三重県地域防災計画に記載されています。</p> <p>これらを踏まえ、原子力災害対策に係る本市の地域防災計画の記載は現行のままとしますが、今後、原子力災害対策指針及び防災基本計画等が見直され、本市の地域防災計画を修正する必要がある場合には、遅滞なく対応を行ってまいります。</p>
--	--	--	---	--